

大和市告示第184号

大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年12月14日

大和市長 大 木 哲

大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年大和市告示第121号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 自立支援金の種類は、初回支給及び再支給とし、支給はそれぞれ1回限りとする。

第4条の見出しを「（支給要件）」に改め、同条各号列記以外の部分中「自立支援金」を「初回支給」に改め、「（以下「支給対象者」という。）」を削り、同条第1号ア中「緊急小口資金等の特例貸付における」を「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について（令和2年3月11日付け社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「特例貸付通知」という。）に基づく」に改め、同号に次のように加える。

オ 令和4年1月以後に初回支給を申請する者であって、都道府県社会福祉協議会が実施する特例貸付通知に基づく緊急小口資金及び総合支援資金の初回の貸付け（延長貸付を受けた場合は、当該延長貸付を含む。以下「初回貸付」という。）（以下「初回貸付等」と総称する。）をいずれも受け、次のいずれかに該当するもの（アからエまでに該当する者及び申請日時点において現に再貸付を申請し、又は利用している者を除く。）

(ア) 申請日の属する月の前月までに初回貸付の最終借入月が到来している者

(イ) 申請日の属する月が初回貸付の最終借入月である者

第4条第5号ア中「公共職業安定所に」を「公共職業安定所、地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第8項の特定地方公共団体（以下「公共職業安定所等」という。）に」に、「のいずれもを」を「をいずれも」に改め、同号ア(イ)中「公共職業安定所」を「公共職業安定所等」に改め、同条第7号中「再貸付」の次に「又は初回貸付等」を加え、同条に次の2項を加える。

2 再支給は、初回支給を受け終わった者に対して支給する。ただし、初回支給の受給中に、次の

各号のいずれかに該当した者を除く。

(1) 正当な理由なく第7条第2項の規定による報告を怠った者

(2) 第11条第1項の規定により支給を中止された者（同項第2号又は第4号に該当したことによる場合を除く。）

(3) 第13条の規定により支給決定を取り消された者

3 第1項の規定は、再支給について準用する。この場合において、同項中「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「次の各号」とあるのは「第2号から第7号まで」と読み替えるものとする。

第5条第1項中「支給期間は、」の次に「初回支給及び再支給それぞれ」を加える。

第6条第1項各号列記以外の部分中「申請者」を「初回支給の申請者」に改め、同項第2号中「再貸付」の次に「又は初回貸付等」を加え、同項第5号中「公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し（第4条第5号アに該当する場合に限る。）又は」を削り、「同号イ」を「第4条第5号イ」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 再支給の申請者は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）申請時確認書に、前項各号に掲げる書類のうち市長が必要があると認めるものを添えて、市長に申請しなければならない。

第7条第2項中「公共職業安定所」を「公共職業安定所等」に改める。

第12条第2項中「のの」を「の」に改める。

第13条中「支給対象者の要件」を「第4条に規定する支給要件」に改める。

別表第1号様式の3の項の次に次のように加える。

第1号様式の4	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書	第6条
第1号様式の5	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）申請時確認書	第6条

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱第7条第1項の規定により支給決定がされた自立支援金については、

この要綱による改正後の大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱第3条第2項の初回給付とみなす。